

障発0330第10号
令和2年3月30日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「自立支援医療費の支給認定について」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく自立支援医療については、「自立支援医療費の支給認定について」（平成18年3月3日障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により実施されているところであるが、今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の公布及び施行、児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第31号）の公布及び施行並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第31号）の公布及び施行に伴い、別添のとおり当該通知の一部を改正し、本年7月1日から適用することとしたので、貴管内市町村を含め関係者及び関係団体に対する周知方につき御配慮願いたい。

ただし、別紙様式第8号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める部分については、本年4月1日から適用する。

なお、この通知の適用の際現にあるこの通知による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

また、この通知の適用の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。